

- ▶ 木材需要の増加に対応するため、効率的な作業を行う必要があり、高性能林業機械等の導入が必要不可欠になっているが、導入には林業事業者の負担が大きいため、リースでの使用が多い状況にある。
- ▶ このため、林業事業者や木材加工業者が、効率的な作業や安定した経営が行えるよう、国・県の補助事業の対象とならない高性能林業機械等の導入に対し助成を行った。

事業内容

高性能林業機械等の導入支援

素材生産の増大を目指す林業事業者や木材加工業者が高性能林業機械等を導入した場合の費用の一部を助成する。

【対象となる機械】 高性能林業機械、木材加工に係る機械等(中古含む)

【対象者】 ①ひなたのチカラ林業経営者又は3ヶ年平均の素材生産量が3,000m³以上の林業事業者
②3ヶ年平均の素材生産量が3,000m³未満の林業事業者
③木材加工業者

【事業費】 11,600千円（全額譲与税11,600千円） 【補助率】 1/3以内

【限度額】 ①の事業者 新品の場合 6,000千円 中古の場合 3,000千円
②、③の事業者 新品の場合 3,000千円 中古の場合 1,600千円

【実績】 グラップル1台、プロセッサ1台、グラップルソー1台

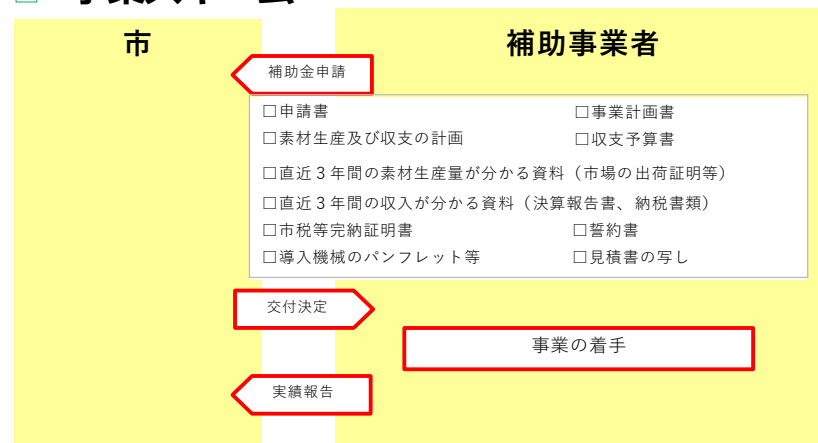


グラップル



プロセッサ

事業スキーム



工夫・留意した点

- ・国県の補助事業の対象とならない林業事業者を対象に支援したことで、安定した経営に寄与した。
- ・中古の林業機械を補助対象としたことで、中小の事業者も高性能林業機械を導入しやすい環境を整えた。

基礎データ

①令和5年度譲与額:150,100千円	②私有林人工林面積（※1）:20,395ha	
③林野率（※1）:84.7%	④人口（※2）:118,394人	⑤林業就業者数（※2）:378人

※1:「2020農林業センサス」より、※2:「R2国勢調査」より